

固定資産課税台帳の閲覧及び 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について



詳しい閲覧・縦覧方法は次のとおりです。

ご不明な点は税務課固定資産税係までお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課 ☎0837(52)5234



固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買、相続、家屋の新・増・改築・取り壊し、土地の現況が変わった人及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認されたい人は、次の要領で閲覧できます。

※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

※交付を希望される場合は1枚につき10円の複写料がかかります。

閲覧開始日 4月1日(土)～(土・日曜日・祝日を除く。)

※4月1日(土)～30日(木)まで手数料は無料です。

閲覧時間 8時30分～17時15分

閲覧場所 税務課、美東・秋芳総合支所及び各出張所

※本庁、美東・秋芳総合支所及び全ての出張所で
固定資産課税台帳(写)の発行が可能です。

閲覧できる人

- ①納税者 ②納税義務者 ③納税管理人
- ④納税者と同居の親族(確認が必要となります。)
※納税者と別居している親族は委任状が必要です。
様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ⑤借地人及び借家人(確認が必要となります。)
※当該権利の目的である土地又は家屋について記載された部分のみ
- ⑥納税者から委任を受けた人
(必ず委任状を持参してください。)
- ⑦固定資産の処分をする権利を有する一定の人
(法の定めによる管理人・管財人など)
※当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ
- ⑧賦課期日(1月1日)以後の新所有者

土地価格等縦覧帳簿及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日(土)～30日(木)(土・日曜日・祝日を除く。)

縦覧時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 美祢地域分→税務課

美東地域分→美東総合支所

秋芳地域分→秋芳総合支所

(各出張所では縦覧できません。)

縦覧できる人

- ①納税者
- ②納税者から委任を受けた人
(必ず委任状を持参してください。)
- ③納税者と同居の親族及び納税管理人
(確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)

※納税者と別居している親族は委任状が必要です。

※縦覧できるかどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書又は運転免許証など、本人確認ができるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

縦覧方法

- ①窓口備付縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。
- ②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承ください。メモを取る場合は、備付のメモ用紙をお願いします。
- ③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報の保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ④縦覧期間経過後は、開示することはできません。

弁護士による無料法律相談開催

日常生活でのいろいろな法律問題について、弁護士が相談をお受けします。

相談は無料ですので、諸問題の解決にご利用ください。

対象者は市内にお住まいの人となります。

相談日時 毎月第3木曜日 13時30分～15時20分

相談場所 美祢市役所又は各総合支所

相談時間 1人20分以内

申込み方法 電話による予約制で先着5人です。

予約受付 原則、相談日の1週間前の木曜日から開始します。

(開庁日の8時30分～17時に受付けます。)

予約電話 市民相談室 ☎0837(52)5230

なお、相談日、予約受付開始日等が変更になる場合があります。

毎月発行される広報「げんきみね。」でご確認ください。



相談日 (13時30分～15時20分)	会場	予約受付開始日 (8時30分～17時)
4月16日(土)	美祢市役所	4月9日(土)
5月21日(土)	美祢市役所	5月14日(土)
6月18日(土)	秋芳総合支所	6月11日(土)
7月16日(土)	美祢市役所	7月9日(土)
8月20日(土)	美祢市役所	8月13日(土)
9月17日(土)	美東総合支所	9月10日(土)
10月15日(土)	美祢市役所	10月8日(土)
11月19日(土)	美祢市役所	11月12日(土)
12月17日(土)	秋芳総合支所	12月10日(土)
令和2年		
1月21日(土)	美祢市役所	1月14日(土)
令和3年		
2月18日(土)	美祢市役所	2月10日(土)
3月18日(土)	美東総合支所	3月11日(土)

令和2年 農作業標準賃金

農作業標準賃金表は次のことを考慮のうえ、活用してください。

☆この表は標準額を示したもので、特別な事情（休耕田、湿田、小規模田、形状の悪い田など）がある場合は、受委託者双方で賃金を協議してください。

☆下記金額には消費税が含まれています。

☆労働時間は実働8時間（休息午前15分、午後15分）、昼食は持参。間食は原則として出さない。

☆機械作業の単位の設定は1枚のほ場面積10アールを基準とします。

☆農作業機械、燃料は受託者持ち。農薬、肥料は委託者持ちとします。

問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241

作 業 種 別			単 位	金額 (円)	摘 要
一 般 農 作 業			1 日	7,000 ～8,000	実働8時間、昼食持参
田 植 時	荒起し		10アール	8,000	畑耕転含む（休耕田は別途双方協議）
	返し		10アール	5,000	1 回
	畦塗り		1 メートル	110	機械で出来る範囲(四角は残ります。石の多い所は別途双方協議)
	代かき		10アール	8,500	植代まで（2 回）
	田植え作業		1 時間	1,000	補植作業及び手植作業
	機械田植え		10アール	8,000	苗運搬は委託者、薬剤同時処理は500円加算、側条施肥は10アール当たり20kgにつき500円加算
育 苗	発芽苗		1 箱	450	箱・土・農薬・肥料・種もみは受託者 運搬は委託者
	植付苗		1 箱	600	
管 理	農薬・肥料散布		10アール	1,800	ホース持ちは受託者
				2,000	田の中を巡回（10アール当たり20kgを超える場合は別途双方協議）
	草刈り	刈払機	1 時間	1,800	1 時間当たり休憩15分を含む
		モア	10アール	6,000	遊休農地は別途双方協議
収 穫 時	ハーベスター		10アール	10,000	オペレーター付（定置脱穀も同じ）
	バインダー		10アール	10,000	オペレーター付（周り刈り、ひもは委託者）
	コンバイン		10アール	20,000	オペレーター付（周り刈り以外の脱穀作業は、その他条件がある場合は別途双方協議）
	乾 燥 と も み す り	半乾(はぜ)	1 俵	1,300	運搬は別途加算、水分が25%以上の場合は別途双方協議 10俵以下の場合、半乾13,000円、生乾22,000円
		生乾	1 俵	2,200	
オペレーター			1 時間	1,500	田植え時、収穫時とも機械は委託者のもの 大型機械は別途協議（田植機6条、コンバインとトラクターは30 P S 以上）

農地の賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月の1年間に農用地利用集積計画で公示された賃貸借における農地の賃借料（10アール当たり）を取りまとめましたのでお知らせします。

農地の賃貸は賃貸借と使用貸借があります。（割合は5：5）

田（水稻）の部

種 別	美祢地域	美東地域	秋芳地域	市全域
金 納	最高額	13,499円	8,000円	9,410円
	最低額	2,000円	1,660円	1,000円
	平均額	6,817円	4,012円	2,885円
	データ数	165	211	434
物 納	最高量	60.90kg	34.60kg	39.06kg
	最低量	4.55kg	2.65kg	3.44kg
	平均量	19.03kg	15.34kg	19.72kg
	データ数	60	57	66

データ数は集計に用いた筆数ですが、使用貸借は除いています。

畑（普通畑）の部

種 別	美祢地域	美東地域	秋芳地域	市全域
金 納	最高額	7,000円	7,326円	25,000円
	最低額	7,000円	7,326円	10,000円
	平均額	7,000円	7,326円	21,552円
	データ数	1	1	8
物 納	最高量	— kg	— kg	— kg
	最低量	— kg	— kg	— kg
	平均量	— kg	— kg	— kg
	データ数	0	0	0



問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241